

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 令和3年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政局財務部財政課】 2

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画緑地の変更案の縦覧【建設局公園緑地部緑政課】 4
- 北九州広域都市計画下水道の変更案の縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】 5

◇ 交 通 局

- 特定調達契約の落札者の決定【交通局営業推進課】 6

北九州市告示第367号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

令和4年9月2日

北九州市長 北橋 健治

1 健全化判断比率（令和3年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	10.3	25.0
将来負担比率	150.0	400.0

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- (2) この表において「早期健全化基準」とは、法第2条第5号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（令和3年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
学術研究都市土地区画整理特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
公営競技事業会計	—	

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

(2) この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市公告第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和4年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

緑地

2 都市計画を変更する都市計画の名称

9・2・19号 久岐の浜緑地

3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北九州市若松区久岐の浜1番

4 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局公園緑地部緑政課

5 縦覧期間

令和4年9月2日から同月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年9月16日までに第4項の縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和4年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北湊処理区の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

4 縦覧期間

令和4年9月2日から同月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案についての意見を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年9月16日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市交通局公告第 27 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 2 日

北九州市交通局長 福本 啓 二

- 1 物品等の名称及び台数
乗合自動車（ディーゼルエンジン） 2 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局営業推進課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 3 落札を決定した日
令和 4 年 8 月 24 日
- 4 落札者の名称及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社
北九州市小倉北区西港町 15 番 60 号
- 5 落札金額
2,773 万 6,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 4 年 7 月 15 日
- 8 落札方式
最低価格による。